

高校のオンライン化事情と図書館

鈴木 薫（都立高校司書教諭）

文科省のGIGAスクール構想がコロナ禍に後押しされて、高校教育にも押し寄せてきた（※編集者注①）。令和2年度後半に、東京都がTeamsを全都立高校に導入。令和3年度の今年は、このTeamsを利用した授業の在り方を研究中だ。令和4年度になれば、生徒一人に1台の端末が配備される。

上記6行は、3年間分に圧縮されている。課題の多さと時間のなさは、とても本稿では語りつくせない。教員間または生徒間にある、オンライン世界への心情的格差、技術的格差、経済的格差。それを埋めるには足りなさすぎる時間（オンライン化は本当に時間食いだ。本当に）。業務はひたすら増え続けているのに、教員を増やしてもらえない不思議。図書館の話題からそれていくので、これ以上はやめよう。

タイトルの「高校のオンライン化事情」というのは、主に「東京都がTeamsを導入した」ということを指す。「Teams」というものは、Microsoft社のサービスで、契約者にIDとパスワード（以下、「PW」）が発行されることにより利用が可能となる、オンライン上の閉鎖空間だ。東京都は、全都立高校の教員と生徒に対して、IDとPWを発行して、この閉鎖空間を作り上げた。この空間の中には、高校ごと、学年ごと、クラスごとの「チーム」があり、授業ごとでも「チーム」を作ることができる。「チーム」のメンバーになった者は、その中で、教員からの連絡を受け取ったり、課題を提出したりできる。

これを図書館で活用する場面をイメージしたとき、私は真っ先に、①新刊案内等の校内向けのお知らせを通知する。②図書委員会のチームを作って、生徒とデータのやり取りをしたり、生徒同士の意見交換をさせた

りする。という2つを考えた。だが、これには大きな問題があった。

図書館に関連する問題は、1点。それは、「学校司書は行政職であるため、このTeamsのIDとPWは発行されない」ということだ。東京都は、目に見えて「学校司書」という職を消そうとしている。採用は停止されて久しく、委託業者に変わる学校も年々増えてきた（※編集者注②）。つまり、図書館業務と委員会活動、読書教育の全般は、司書教諭を中心とした教員側に完全に委ねられていくことを意味する。この新たなる教育のオンライン活用の分野は、本当に時間も手間もかかるというのに、今いる少数の学校司書に、オンラインを使っての図書館教育をお願いすることは許されない、ということになる。（もともと、学校司書からすれば、オンラインによる生徒対応の仕事は増えなくてよかった。ということになるかもしれないけれど）司書教諭としてまじめに図書館業務を行いたい私にとっては、できれば、学校司書と二人三脚でオンライン化にも取り組みたかった。

本校の場合、昨年度は、Classiという学校契約の別のオンライン手段があった。このサービスを運用していた時は、学校契約だったので、学校司書にもアカウントを発行した。学校司書もこれを使っていくにはどうしたらいいかを考え、手始めにペーパーレスとして新刊案内等を投稿した。そして、次は図書委員会にどう取り入れていくか、模索しようとしていた。ところが、Teamsを利用した図書委員会活動を始めれば、そのオンライン上での負担は100%で司書教諭の私に降りかかる。学校司書も、私もその状況に躊躇して、結局、今年度の図書委員会活動でのTeams利用は棚上げされた。

ちなみに、学校契約の Classi を継続利用すると、東京都契約の Teams と併用となってしまうため、Classi 契約は打ち切られている。

一方、本校の学校司書は、もともと校内で運用していた図書貸出・検索システムに、有料でつけることができる、ID と PW を発行することで校外からも図書検索ができるサービスと契約した。このサービスの中には、ブックリストや新刊案内をアップロードして、閲覧させる機能もある。これを使い、ペーパーレスとして、これまで全体に紙配布してきたこれらのリストを電子化させた。生徒、教員の利用率のほどは分からないけれど、この検索システムを使うと、検索結果の書影も見ることができ、書誌事項が紀伊国屋書店のデータとリンクされているので、内容を詳しく知ることもできる。この手間のなさは、これぞ、オンライン化の恩恵と感じてしまう。

コロナ禍が過ぎ去れば、図書委員会活動は通常通り対面でできるようになり、Teams はオンラインでの意思疎通手段として残るだろう。委託業者とともに図書館運営をする司書教諭にとっては、オンライン上でのアカウントを学校司書が持たないこの状況は、大した問題ではないのかもしれない。それでも、やはり学校司書が排除されているこの状態は、ともに仕事をする司書教諭として苛立ちを禁じ得ない。(会員)

※編集者注①: GIGA スクール構想とは、1人1台の端末と高速通信環境の整備をベースとして、Society 5.0

の時代を生きる子供たちのために「個別最適化され、創造性を育む教育」を実現させる施策である。GIGA は「Global and Innovation Gateway for All」の略で、「全ての人にグローバルで革新的な入口を」という意味が込められている(ソフトバンクのビジネス WEB マガジン「FUTURE STRIDE」)。

https://www.softbank.jp/biz/future_stride/entry/future_stride/entry/technology/202140423/

※編集者注②: 都立高校の学校図書館について、民間委託事業が始まったのは 2011 年度からだだが、190 校のうち、民間委託されているのが、現在 128 校ある(67%)。だが、この間、学校側が委託会社のスタッフに直接、指示・命令をする違法行為(=偽装請負)があったとして、2015 年に東京労働局からは是正指導を受けていたことが判明。2021 年度末に契約が満了する 86 校から直接雇用(会計年度任用職員)に切り替えていき、2023 年度から委託校はゼロとなる予定。ただし、委託は廃止されても、これから配置される学校司書(任用上の職名: 都立学校図書館専門員)は、立場の不安定な非正規雇用職員(会計年度任用職員)であり、そのことが改善されない限り、問題解決にはならない(日向咲嗣「Business Journal」)。

https://biz-journal.jp/2021/06/post_230374.html

https://biz-journal.jp/2021/06/post_230401.html

https://biz-journal.jp/2021/06/post_231400.html

町田の学校図書館を考える会この 1 年

～総会を終えて～

清水 陽子 (町田の学校図書館を考える会)

6 月 5 日(土)にオンライン会議で町田の学校図書館を考える会の総会を開催し、2020 年度の総括、2021 年度の計画を確認しました。

2020 年度は、4 月から 2 カ月ほど学校が休業となった半面、初めて町田市に学校図書館司書がモデル校 1 校に配置されるという特異な 1 年でした。コロナ下での学校図書館の状況や、学校司書配置の評価等気にかかることはたくさんありましたが、直接出向いて尋ねたり、話し合ったりすることは難しく、方法を模索しながらの活動となりました。

9 月から定例会は主にオンライン会議で開催しましたが、今まで定例会に参加しにくかった会員の参加を

得ることができ、今後、状況が改善されても会議の開き方の工夫は大切と感じました。

2 月に休業期間を含め 20 年度の学校図書館の状況を小・中各校にアンケートをお願いすると同時に、市教委にも、学校司書配置の評価、21 年度以降の学校司書配置の見通しと配置方法(「教育プラン」では 2020 年度から各年度 4 人ずつ増で 23 年度には 16 人配置)、指導員制度と学校司書の関係やコロナ下での学校図書館運営指針などについて質問と要望を書面で提出しました。

しかし、届いた回答は、評価については研修会での中間報告の中の期待される成果について述べただけ、

指導員制度と学校司書の関係についてはボランティアと職の違いと答えるなど、今後の学校図書館運営に対する具体的かつ明確なイメージが伝わってくるものではありませんでした。このような状況の中で、21年度が始まり、指導員の勤務日数が減らされているとの情報もあり、昨年度の質問の再質問や新たな質疑が必要と考え、6月議会明けに市教委との面談をお願いすることにしました。

年度末の学校図書館へのアンケートの回収数やオンラインの交流会(3月27日実施)の参加者は少な

かったものの、指導員の置かれている状況や、コロナ対応・蔵書管理など何をとっても市内で統一されていないこと、また、それらを容易に相談する体制も整っていない状況が浮かび上がってきました。

GIGA スクール構想が進む中、学校図書館の新たな役割も想定し、学校図書館の充実を願って今年度も活動を続けていかなければなりません。会員が減って活動がままならない状況ですので、一層の御協力をお願いいたします。

(会員)

こんな本みつけた！(第28回)

『司書が書く 図書館員のおすすめ本』

日本図書館協会図書紹介事業委員会編 日本図書館協会 2021年

紹介：石井 一郎(金森図書館)



図書館員として、日ごろから雑誌・新聞の書評欄に目を通してしている。評者を見ると、作家、書評家、大学教授、タレントなどで図書館員はいない。図書館員も書評は書くが、図書館報などの限られた媒体にしか見当たらない。最近、図書館員が書いた書評の本が出版された。

本書は『図書館雑誌』に掲載された書評をまとめたものである。収録されたのは2016年10月号から2019年2月号までの101点。執筆した図書館員は88名。勤務先は公立図書館、学校図書館で、元図書館員も書いている。それぞれ個性あふれる書き方で、本を紹介。取り上げる本は図書館の選書に参考となるものであり、購入可能な本。幅広い分野にわたる本が紹介されている。ただし、執筆要領で図書館情報学関連図書、文芸書、児童書、利用の限定される学術書・マニュアル書を除くことが条件となっている。評者の中には何人か知人もいて、本の選択になるほどと思ったり、この本を紹介するのかと新たな一面を発見したりした。どの評者もその熱意を感じる。

後半は評者のほかに出版人や書店員の方からの意見や期待の声を載せている。また、執筆原稿ができるまでの過程の一部を公開。2作品の例示があり、委員会からの修正コメントは書評を書く上での参考になる。最後に、この図書紹介事業の取り組みが紹介されており、執筆要領も付記されているので、関心のある図書館

員には投稿をおすすめする。

書評は800字ほどであり、読みやすい。本書は図書館員だけでなく、一般の方でも楽しめるので、ぜひご一読を。

なお、『図書館雑誌』に掲載された書評は、日本図書館協会のホームページでも見ることができる。『週刊読書人』および「週刊読書人ウェブ」にも掲載されている。

(会員)
* 町田市立図書館は、8冊所蔵しています。

鶴川図書館大好き！の会 「市民参画について考える第2回ワークショップ」 6月19日にオンライン開催

11名の参加がありました。オンラインのため、パワーポイント画面を共有し、まず前回4月29日のワークショップで図書館の運営と市民参画のあり方について話し合った内容(「知恵の樹」№255 参照)を確認しました。その後、2組に分かれて今後市とどのように話を進めるかを相談、今できることとして、①図書館書庫を図書館の+αの場所としてどのように活用できるか、②秋に向けて、広場を使った第3回鶴川図書館応援まつりなどについて、2組に分かれても話しあうことができました。7月半ばに次の集まりを持つ予定です。詳細は次号に掲載します。

(鈴木 真佐世)

行政不服審査請求を行ったが… 果たして ? !

手嶋 孝典

はじめに

6月14日付で4件の行政不服審査請求を行った。2021年3月1日付で行った4件の公文書公開請求の結果に対する不服審査請求である。請求の理由は、町田市教育委員会教育長が2021年3月10日付及び12日付で行った公文書不存在決定処分の内容に不当性があると考えたからである。

審査請求の趣旨

4件の審査請求に共通する趣旨として、「審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。併せて図書館の重要な政策を決定する手続きが恣意的であり、意思決定した文書が不在のまま図書館行政がすすめられている実態の是正を求める。」と記述した。

「審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める」というのは、「公文書不存在決定処分」が不当だから取り消せという意味である。しかし、これだけでは教育委員会は、「実際に公文書は存在しないので、不存在決定処分は正当であり、取り消すことはできない」旨の「弁明書」を出して一件落着を図ろうとするに違いない。

実は行政不服審査請求制度の不備がここにあることを私は声を大にして指摘しておきたい。というのは、教育委員会が「公文書は存在しないのだから、不存在決定処分を取り消すことはできない」と弁明すれば、それで終わってしまう危惧を抱くからである。だから敢えて、前述したように「意思決定した文書が不在のまま図書館行政がすすめられている実態の是正を求める。」と記述したのである。

しかし、町田市行政不服審査会が、そのことをどこまで斟酌して答申するかはまったく不明である。6月16日に市政情報課から電話があり、4週間以内に担当課(生涯学習総務課、図書館)から「弁明書」が届くので、必要に応じて「反論書」を出すように言われた。

以下、4件の審査請求の理由について、それぞれ述べることにしたい。なお、今まで本誌に書いたものと重複する部分があることをお断りしておく。

審査請求の理由その1

新型コロナウイルスにより、2020年3月2日から図

書館は全館休館となった。そこで、「休館を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切」の情報公開請求を同年8月11日に町田市教育委員会教育長に対して行った。開示されたのは、「生涯学習部所管施設の休止等について」という起案書1件だけであった。この起案書は生涯学習部生涯学習総務課が指示した「生涯学習部所管施設の休止等について」に従って行った収受起案に過ぎず、図書館が主体的に起案したものではなく、意思決定文書ではない。

そこで、同年12月7日に起案書等の決定経緯が分かる公文書の開示を求める情報公開請求を再度行ったところ、あろうことか8月に開示されたものと全く同じ公文書が開示された。

そのため、2021年3月1日に「生涯学習部所管施設の休止等について」という起案書の根拠となる「全館休館に関して3月2日からの休館を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切」を再度請求した。同じ轍を踏まないように、「万が一請求に該当する文書が存在しない場合は、その旨の回答をお願いする」旨も付け加えた。その結果、3月10日付(生涯学習部生涯学習総務課)の公文書不存在決定通知書が郵送された。

町田市立図書館運営規則は、第3条第2項で「館長は、特別の事情があるときは、教育長の承認を得て前項に規定する開館時間及び休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。」と規定している。「教育長の承認」が前提であるとしても、休館については図書館長の権限である。しかし、そのような手続きを踏んだ起案書はなく、図書館を含む生涯学習部の施設の休館を決定した文書も存在しない。図書館の休館がどこで決定されたのかも分からないのである。

2020年3月2日からの休館決定は、上意下達によるもので、教育機関の長としての図書館長の判断ではない。収受起案だけによる休館決定は、決定手続きに重大な瑕疵があると考え、行政不服審査請求を行う。

審査請求の理由その2

町田市立図書館は、2020年4月8日にホームページを何の説明もなしに突然閉鎖するという、市民に資

料・情報を提供することを基本的な任務としている機関にあるまじき暴挙を行った。しかも、同年4月21日にやはり何の説明もないまま、ホームページを再開した。

①2020年4月8日からのホームページ閉鎖を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切、②同年4月21日からのホームページの再開を決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切の情報公開請求を同年8月11日に行った。

①については、「町田市立図書館 Twitter 掲載記事の更新について(4月8日更新分)」、「町田市ホームページの修正について」という起案書が2件開示された。これら2件の起案書には、図書館ホームページを閉鎖する理由が一切触れられていない。

②については、「新型コロナウイルス感染症にかかる図書館ホームページ及び Twitter の更新について(4月21日更新分)」、「新型コロナウイルス感染症にかかる市ホームページ及び Twitter の更新について」の起案書が2件開示された。これら2件の起案書には、ホームページを再開する理由が一切触れられていない。

そこで、①及び②について、起案書等の決定経緯が分かる公文書の開示を求める情報公開請求を同年12月7日に再度行ったところ、あろうことか8月に開示されたものと全く同じ公文書が開示された。

そのため、既に開示された文書以外に、①「4月8日からのホームページ閉鎖決定に至る意思決定のプロセスが分かる会議録、起案書などの文書一切」、②「4月21日からのホームページの再開決定に至る意思決定のプロセスが分かる会議録、起案書などの文書一切」の情報公開を2021年3月1日に再々度請求した。同じ轍を踏まないように、「万が一請求に該当する文書が不存在の場合は、その旨の回答をお願いする」旨も付け加えた。その結果、3月12日付(生涯学習部図書館)の公文書不存在決定通知書が郵送された。

ホームページの閉鎖及び再開については、何の理由も示すことなく一方的に行い、意思決定の文書を作成せず、ホームページなどでも説明責任を全く果たしていないため、行政不服審査請求を行う。

審査請求の理由その3

図書館協議会については、図書館法第14条第2項で、「図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を

述べる機関とする」と規定している。つまり、「図書館の運営に関し」では、図書館協議会に諮問することが図書館法に依って定められているのである。しかも、町田市立図書館協議会には、町田市教育委員会が委嘱した「学識経験を有する者」、すなわち図書館の専門家が存在するのであり、それを差し置いて町田市生涯学習審議会に諮問することは、図書館法の理念に反し、許されるものではない。

2018年10月22日付「18町教生総第293号」により、「今後の町田市立図書館のあり方見直し方針」(「今後の町田市立図書館のあり方について」が正しいが、請求の際の誤表記)を町田市立図書館協議会ではなく、町田市生涯学習審議会に諮問することを決定した経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切の情報公開請求を2020年8月11日に行ったところ、生涯学習総務課から、「18町教生総第293号 第4期町田市生涯学習審議会への諮問について」、「2018年度町田市教育委員会第7回定例会会議録について」の2件が開示された。これら2件については、単なる手続き上の文書や会議録に過ぎず、「決定した経緯が分かる会議録、起案書など」とは程遠い。

そこで、起案書等の決定経緯が分かる公文書の開示を求める情報公開請求を同年12月7日に再度行ったところ、あろうことか8月に開示されたものと全く同じ公文書が開示された。

図書館の運営のあり方等は、過去一貫して図書館協議会への諮問事項であり、生涯学習審議会への諮問が極めて異例なのである。そのことを意思決定した文書は存在するはずなので、既に開示された文書以外に、「町田市立図書館協議会ではなく、町田市生涯学習審議会に諮問することを決定した経緯が分かる」会議録及び起案書を再々度請求した。同じ轍を踏まないように、「万が一請求に該当する文書が不存在の場合は、その旨の回答をお願いする」旨も付け加えた。その結果、3月10日付(生涯学習部生涯学習総務課)の公文書不存在決定通知書が郵送された。

「図書館の運営に関」することは、本来、町田市立図書館協議会に諮問すべきところを、敢えてそうせずに町田市生涯学習審議会に諮問した。にもかかわらず、そのことを意思決定した文書が存在しないとは、余りにも杜撰であり、納得できないので、行政不服審査請求を行う。

審査請求の理由その4

2018年10月22日の生涯学習審議会に「資料4-①」として出された「(案)町田市立図書館のあり方見直しについて」が策定された経緯が分かる会議録、起案書などの文書一切を8月11日に請求を行ったところ、「第5回町田市生涯学習審議会会議の開催について(依頼)」が開示された。これについては、単なる手続き上の文書(開催通知)に過ぎず、肝心の「(案)町田市立図書館のあり方見直しについて」が策定された経緯が分かる会議録、起案書は一切開示されていない。

そこで、起案書等の決定経緯が分かる公文書の開示を求める情報公開請求を同年12月7日に再度行ったところ、あろうことか8月に開示されたものと全く同じ公文書が開示された。

「資料4-①(案)町田市立図書館のあり方見直しについて」は、「生涯学習審議会事務局である生涯学習総務課が諮問内容を補強するために作成した資料で、図書館では作成していないため」ということなので、作成した生涯学習総務課には存在するはずである。そのため、2021年3月1日に既の開示された文書以外に、それが「策定された経緯が分かる」会議録及び起案書

を再々度請求した。同じ轍を踏まないように、「万が一請求に該当する文書が存在しない場合は、その旨の回答をお願いする」旨も付け加えた。その結果、3月10日付(生涯学習部生涯学習総務課)の公文書不存決定通知書が郵送された。つまり、生涯学習総務課に存在するはずの文書は存在しないということである。

「今後の町田市立図書館のあり方について(諮問)」(2018年10月22日付18町教生総第293号)は、諮問事項として「1. 図書館の目指すべき姿について/2. 再編をすすめる上での留意点について」の2点があるだけである。2019年2月に教育委員会が審議・決定した「町田市立図書館のあり方見直し方針」の核心部分である「再編の必要性和方向性」「効率的・効果的なサービスの方向性」は、巧妙に諮問事項から除外されている。

従って、「町田市立図書館のあり方見直し方針」は、町田市立図書館協議会はおろか、生涯学習審議会にも諮問されていないことになる。このように、行政内部だけで決定した「町田市立図書館のあり方見直し方針」を認めることはできないので、行政不服審査請求を行う。(会代表)

鶴川図書館大好き！の会の取り組み

4月29日のワークショップで出た、鶴川図書館の書庫の活用を進める案に取り組みたい。

「すすめる会」の取り組み

- ①行政不服審査申し立て
- ②鶴川駅前図書館への指定管理導入スケジュール
- ③図書館協議会委員の推薦問題

4. DVD「疎開した40万冊の図書」の貸出しについて
ルールを策定した(2021年4月5日から適用)。

5. 2021年度(第15回)図書館友の会全国連絡会・会員通信総会について(割愛)

6. 今後の例会の持ち方について

6月の例会は、集合で可能が見通せないが、緊急事態宣言が継続し、リアルでの開催ができない場合は、Zoomで開催する。⇒6/22(火)中央図書館で行う。

報告(割愛)

《編集後記》本号4頁以降に書いたとおり、行政不服審査請求を行った。市政情報課の話によると、町田市行政不服審査会は案件が多く、審査会が開かれるのは、1年後位になるとのこと。長生きしなくては…。(T²)



ひろば

例会5/25(火)報告

(午後7時~9時 Zoomによる会議)

出席:石井・清水・鈴木(真)・菌田・手嶋・守谷・山口

※No.254、No.255を6/8(火)に印刷・発送:清水・鈴木(真)・手嶋・守谷

議題

1. 会報について

次号(No.256):巻頭言(未定⇒鈴木薫「高校のオンライン化事情と図書館」)、「こんな本見~つけた!」第28回(未定⇒石井)、今まで書いていただいていない会員にお願いしてみる。新しい執筆者を発掘しよう

2. 今年度の活動計画について

講演会

未定(前川喜平講演会、「疎開した40万冊の図書」上映会・講演会に続く企画を考えたい)→図書館がいかにか大事かということにスポットを当てた企画を考えたい。→実施は来年になりそうなので、継続。

3. 「町田市5か年計画17-21」、「町田市公共施設等総合管理計画」等について